



東邦車輛株式会社 殿

独立行政法人自動車技術総合機構
関東検査部相模事務所長



改造概要等説明書(改造自動車審査結果通知書)

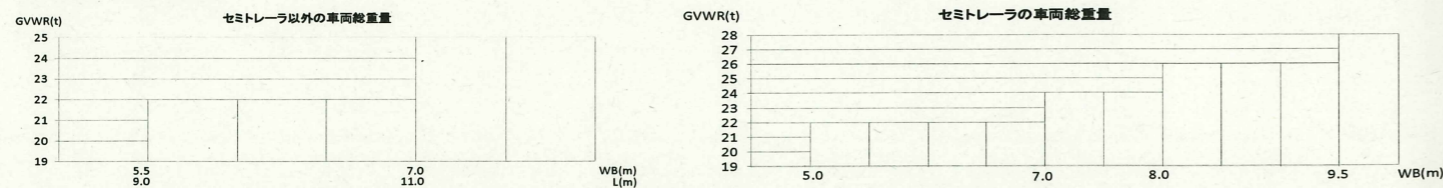
〔指示事項〕

- ・現車審査の際は本紙を提示すること。
- ・本改造は、車台番号『TE36H2C3-88207』の1台限りとする。
- ・牽引車はボルボ 2DG-KA2TDA2 (第五輪荷重 11.5トン) にて検討した。

主要諸元比較表 標準車欄の類別等を記載する。(0718)

項目	標準車	改造車	基準・限度	項目	標準車	改造車	基準・限度	
車名	東邦	←		乗車定員人	—	—		
型式	TE36H2C3	TE36H2C3改		最大積載量 kg	29300	28000		
自動車の種別	普通	←		車両 総重量 kg	前前軸重	10795	11460	
用途	貨物	←			後前軸重	8385	7990	
車体の形状	セミトレーラ	←			後中軸重	8380	7985	
燃料の種類	—	—			後後軸重	8380	7985	
原動機型式	—	—			計	35940	35420	
総排気量(L)又は定格出力(kW)	—	—		最大安定傾斜角度°	左 52 右 52	※53	一般≥35° その他≥30°	
長さ m	12.14(11.60)	12.49(11.95)	≤13m	タイヤ サイズ	前前軸	—	—	
幅 m	2.49	←	≤2.5m		後前軸	265/60R22.5 143/140J	235/70R17.5 136/134J	(8480)kg
高さ m	1.86	2.46	≤3.8m		後中軸	265/60R22.5 143/140J	235/70R17.5 136/134J	(8480)kg
軸距 m	6.91+1.30+1.30 =9.51	7.80+1.10+1.10 =10.00			後後軸	265/60R22.5 143/140J	235/70R17.5 136/134J	(8480)kg
輪距 m	前軸	—		前輪荷重割	空車	—	—	
	後軸	1.85	←		積車	—	—	≥20%
荷台の内側の寸法	長さ m	12.00	12.35	リヤ・オーバーハングm	2.09	1.95	≤1/2L (5.00 m)	
	幅 m	2.47	←	荷台オフセット m	2.61	3.12		
	高さ m	—	—	最小回転半径 m	—	※10.7	≤12m	
	車両重量 kg	前前軸重 1480 後前軸重 1720 後中軸重 1720 後後軸重 1720 計 6640	1630 1930 1930 1930 7420					

車両総重量・軸重等の基準



隣接軸距	1.8m未満	1.8m以上	1.3m以上1.8m未満(1の車軸にかかる荷重が9.5t以下である場合)
隣接軸重	kg≤18t	kg≤20t	15975kg≤19t

能力強度等検討書

制動能力	踏力 - N - km/h - m		車軸強度	
			σ_B/σ	σ_V/σ
	空気圧 - kPa		操縦装置強度	
推進軸	回転数 Nc/Np	— / — = — ≥1.3	σ_B/σ — / — = — ≥1.6	
強度	σ_B/τ	— / — = — ≥1.6	緩衝装置強度	
車軸強度	σ_B/σ	570 / 205.26 = 2.77 ≥1.6	σ_B/σ 1814.2 / 793.5 = 2.28 ≥1.6	
	σ_V/σ	460 / 205.26 = 2.24 ≥1.3	σ_V/σ 1274.9 / 793.5 = 1.60 ≥1.3	
			制動装置強度	
			σ_B/σ — / — = — ≥1.6	
			連結装置強度	
			σ_B/σ — / — = — ≥1.6	

注1：能力検討欄は、該当しないものは—、省略したものは×を記入すること。
 注2：指示事項欄又は能力強度等検討書欄は、必要に応じて指示欄又は項目を追加・削除することができる。
 注3：現車審査の際は、改造自動車審査結果通知書、外観図、改造部分詳細図及びその他特に指示された資料を提示すること。
 注4：※印は、ボルボ 2DG-KA2TDA2型車との連結時の計算値を示す。
 注5：長さ欄()内の数値は、連結装置中心(キングピン位置)から車両後端までの水平距離を示す。

改造等の概要

目的	東邦TE36H2C3型セミトレーラ(2国自審第1794号新60901号類別0718)を貨物の安全輸送をはかるために変更する。(スタンション型) なお、走行装置、制動装置及び緩衝装置については車軸アッセンブリ交換である。
車枠及び車体	グースネック段部高さを0.340mから0.530mに変更する。 軸距間後部フレーム傾斜部前端位置を変更する。連結装置から5.560mを6.450mに変更する。 車枠後部の主フレーム縦板下部を0.020m延長し、高さ0.370mを0.390mに変更する。
原動機	
動力伝達装置	
走行装置	東邦TL26G4E2型セミトレーラ(2国自審第1794号新00012号類別0708)と同一の16インチ系へ変更する。
操縦装置	
制動装置	
緩衝装置	東邦TL28J7E3型セミトレーラ(2国自審第1794号新15617号類別0612)と同一の16インチ系へ変更する。
連結装置	
燃料装置	
電気装置	

注1：変更のない事項については、斜線を記入又は網掛けを施すこと。
 注2：届出者は、自動車の点検及び整備に関する情報の提供並びにリコール届出に関する責務があります。なお、リコール届出に関しては、その実施について道路運送車両法(昭和26年6月1日法律第185号)に基づく勧告、命令を受ける場合があります。(第57条の2、第63条の2、第63条の3関係)